

項 目	テレビジョン受信機用ブースター
1 内容	<p>電気用品安全法において、「テレビジョン受信機用ブースター」の対象・非対象の取扱いはどのようになっていますか。</p>
2 回答	<p>電気用品安全法上は、次のように取り扱っています。</p> <p>(1) テレビ放送電波を個別に受信するための「テレビジョン受信機用ブースター」であって、一般家庭に用いることができるものであるときは、対象として取り扱う。</p> <p>(2) 設備用に設計・製造された「テレビジョン受信機用ブースター」であって、専らケーブルテレビ施設、テレビ共同受信施設等に限って用いられるものであるときは、非対象として取り扱う。</p>